

「同和秘密調査」裁判の公正な審理を求める要請書

——行政による新たな「同和地区・同和地区住民」づくりを許さないために

大阪府教育委員会が、府内のすべての小学6年生と中学3年生を対象に実施した「学力等実態調査」を利用して、旧「同和地区」に居住する児童生徒・保護者のデータと他の地域のそれとを秘密裏に比較調査しようとしていることが明らかとなりました。高槻・東大阪の当該地域に居住する保護者と児童生徒が、行政当局に対し、本人の同意を抜きに勝手にその情報を取り扱うことの不当性を訴え、「調査」の中止を求めて、提訴しました。

しかし、高槻・東大阪の両市教委は、裁判所の判断を待つことなく、一方的に府教委にデータを送付したうえ、その事実をもって「訴えに利益がない」と主張する、不当な対応をおこなっています。

この「同和秘密調査」は、以下に述べる3つの重大な問題点と違法性をもつものです。

第1は、府教委自身が、プライバシーを侵害する秘密調査をおこなうことです。調査を受ける子どもや保護者は、本人が知らない間に、テスト結果や生活実態、保護者の意識調査のデータなども含む、重大なプライバシー情報を勝手に利用されることとなります。これは、自己情報のコントロール権を著しく侵害する違法行為です。

第2は、旧「同和地区」と一般地域の格差が解消し、実態的にも法的にも「同和地区」はすでになくなっているにもかかわらず、行政が新たな「同和地区・同和地区住民」づくりをおこなうことです。旧「同和地区」は、「67.8%が地区外からの来住者」(2000年大阪府実態調査)となっており、当該地域住民を「同和地区住民」として、他地域住民と比較することそのものが無意味です。また、02年3月に特別措置としての国の同和对策事業が失効して4年がすぎ、「同和地区」は法的にもなくなっているもとので、こうした違法な調査をおこなうことは、「部落解放同盟」の要求に迎合するものでしかありません。

第3は、「調査」が、「同和事業」や「同和教育」を永続化させる危険性をはらむものであることです。「調査」のねらいは結局、“差別は根強くある”と強引に結論づけ、それを口実に、「同和事業」や「同和教育」をずっとおこなうことにあります。大阪市による芦原病院への300億円もの税金投入など、「同和事業」の名ですめられてきた不法行為が、府民の大きな批判を呼んでいます。府教委の意図は、旧「同和推進校」を特別扱いすることによって、他校を上回る教職員定数を措置し、「できる子」「できない」にふりわける習熟度別授業の推進や「人権」の名による徳目教育のおしつけなど文部科学省の「教育改革」を推進する手段として利用することにあります。

個人情報の濫用と新たな「同和地区・同和地区住民」づくりを許さず、子どもと府民の人権を守り、道理に立脚した公正な教育と行政が実現されるよう、貴裁判所による公正な審理を要請します。

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

(ひとこと)

